

堆砂により埋没・閉塞した松ヶ島地先水路の緊急且つ早期の 復旧と堆砂防止に係る抜本的対策を求める意見書

東松島市宮戸松ヶ島地先水路は石巻湾の西端に位置しており、本県の重要な水産業の一つである海苔、牡蠣養殖における重要な種場となっている松島湾東部海域と、養殖漁場となっている石巻湾の海水交換の役割を持つ重要な水路である。

本水路は石巻工業港副港（雲雀野地区）の整備着手以来、年毎に砂の堆積が多くなり、今般、11月に入って急速に堆積が進み水路が大量の砂により埋没・閉塞するに至った。

このことにより養殖漁場の喪失、松島湾の水質悪化による種場としての機能を喪失することとなり、本市のみならず、本県の重要な産業である漁業振興に大きな打撃となる。

漁業経営の基本となる漁場の維持・保全、松島湾の水質環境保全を図ることは安定的な漁業経営と漁業振興を図る上で最重要な課題である。

工業港の整備により生ずる漁業への影響とその対策については、昭和58年副港整備計画策定時に関係漁業者から県当局へ行われた要望に対し、県は対策等について回答し、さらに漁業者と取り交わされた「石巻港副港の建設に関する協定書」においてその回答内容の誠実な履行を確認している。

しかしながら、当地域の砂堆積問題について市内漁業関係者はこれまで、その対策について、度々、要望・提言を行ってきたが、県当局は航路の維持浚渫以外は見るべき対策を行わず、それが今回、当該水路の埋没・閉塞という重大な事態に立ち至ったものと考ええる。

よって、東松島市議会は、県に対し、「石巻港副港の建設に関する協定書」を遵守し、当該水路復旧に関し次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 堆砂により埋没した当該水路を緊急且つ早期に復旧すること。
- 2 堆砂が生じる原因を究明し関係者に明示の上、十分な砂防機能を持つ施設の構築、あるいは実効性のある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月14日

宮城県東松島市議会

議長 佐藤 富夫

宮城県知事

様